

令和 4 年度大学設置基準等 の改正について

※文部科学省作成資料（解説資料「令和 4 年度大学設置基準等の改正について」）から、
質向上・質保証に係る主な箇所抜粋

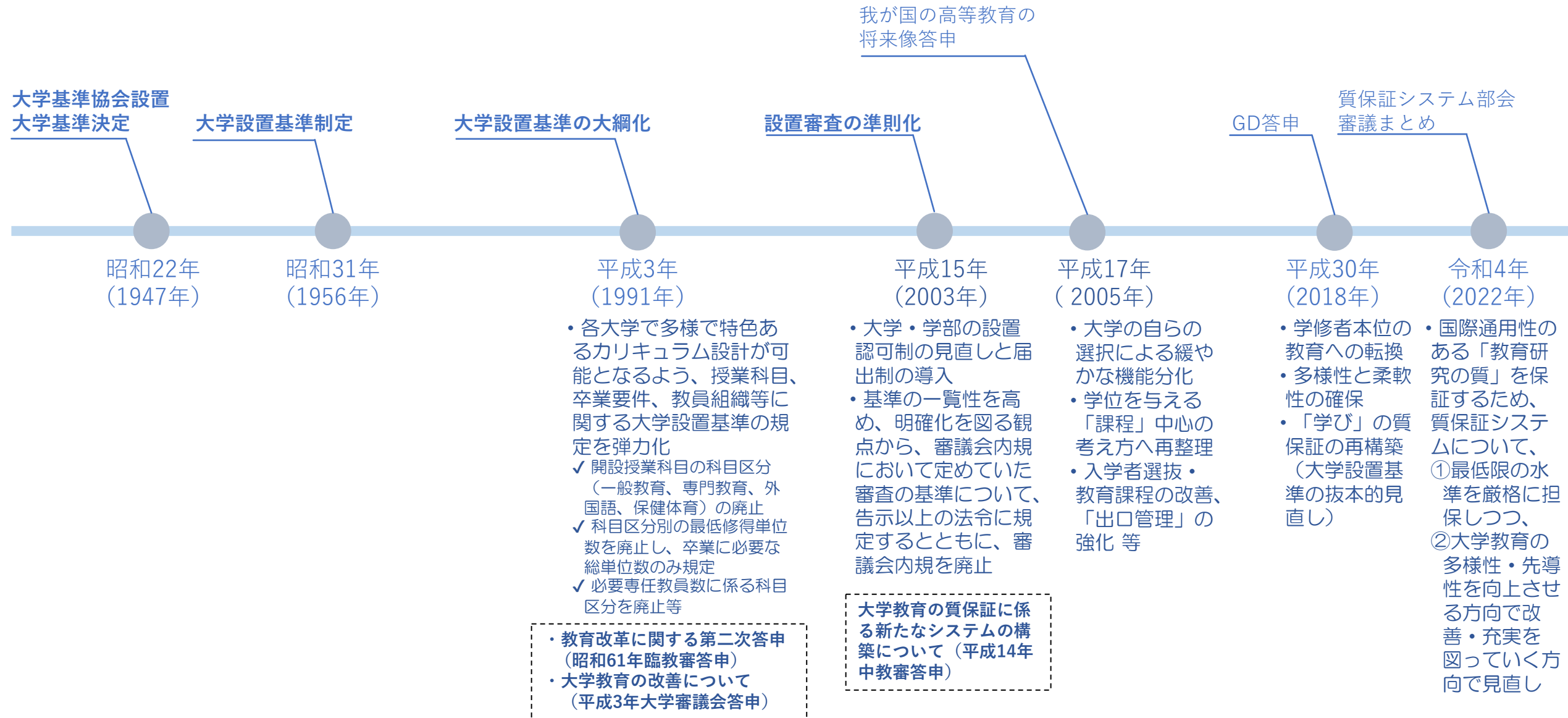
目次

• 大学設置基準の改正背景について	3
• 大学設置基準の性質・構造や役割について	9
• 総則等理念規定の明確化について	12
• 教育研究実施組織等について	14
• 基幹教員制度について	17
• 指導補助者について	29
• 授業期間について	32
• 単位の計算方法等について	36
• 卒業要件の明確化について	39
• 校地、校舎等の施設及び設備について	41

目次

- **大学設置基準の改正背景について**
- 大学設置基準の性質・構造や役割について
- 総則等理念規定の明確化について
- 教育研究実施組織等について
- 基幹教員制度について
- 指導補助者について
- 授業期間について
- 単位の計算方法等について
- 卒業要件の明確化について
- 校地、校舎等の施設及び設備について

【参考】大学設置基準改正等に係る主な経緯



新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）概要

背景

令和4年3月18日 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会

- 「大学設置基準」「大学設置認可審査」「認証評価」「情報公表」という我が国の公的な質保証システムは、事前規制型と事後チェック型それぞれの長所を組み合わせた形で設計されており、一定程度機能している。
 - しかしながら、3つのポリシー（入学者受け入れの方針、教育課程編成・実施の方針、卒業認定・学位授与の方針）に基づく教育の実質化を進める必要があるという指摘や、グローバル化やデジタル技術の進展に対応する必要があるという指摘、新型コロナウイルス感染拡大を契機とした遠隔教育の普及・進展を踏まえた対応を行う必要がある等の指摘がある。
- ⇒ 大学における国際通用性のある「教育研究の質」を保証するため、質保証システムについて、
①最低限の水準を厳格に担保しつつ、 ②大学教育の多様性・先進性を向上させる方向で改善・充実を図っていく ことが求められている。

質保証システムで保証すべき「質」

- ・学校教育法の規定に照らすと「教育研究の質」
- ・「学生の学びの質と水準」とともに、教育と研究を両輪とする大学の在り方を実現する観点からは、持続的に優れた研究成果が創出されるような研究環境の整備や充実等についても一定程度確認する必要。

改善・充実の方向性

- 2つの検討方針：①学修者本位の大学教育の実現
②社会に開かれた質保証の実現
- 4つの視座：①客観性の確保 ②透明性の向上
③先進性・先進性の確保（柔軟性の向上） ④厳格性の担保
- ※それぞれの視座は背反関係にあるものではなく、相互に関係し合うものであることに留意が必要

（１）大学設置基準・設置認可審査

＜改善・充実の方向性＞

【学修者本位の大学教育の実現】

- 学位プログラムの3つのポリシーに基づく編成、学位プログラムを基礎とした内部質保証の取組、内部質保証による教育研究活動の不断の見直しが求められることを明確化。

【客観性の確保】

- 分散して規定されている教員や事務職員、各種組織に関する規定を一体的に再整理。
- 「一の大学に限り」という「専任教員」の概念を「基幹教員」（仮称）と改め、設置基準上最低限必要な教員の数の算定にあたり一定以上の授業科目を担当する常勤以外の教員について一定の範囲まで算入を認める。 ※教育研究の質の低下を招かないよう制度化に当たっては留意。
- 「図書」「雑誌」等を電子化やIT化を踏まえた規定に再整理。
- 大学設置基準上、教育を補助する者について明示的に規定。
- 実務家教員の定義の明確化や大学名称の考え方を周知。 等

【先進性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 「講義・演習・実習・実験」の時間区分の大括り化や単位当たり時間は標準時間であることの明確化など単位制度運用の柔軟化。
- 機関として内部質保証等の体制が機能していることを前提とした教育課程等に係る特例制度の新設。

例）遠隔授業による修得単位上限（60単位）、単位互換上限（60単位）、授業科目の自ら開設の原則、校地・校舎面積基準等

- 校舎等施設は、多面的な使用等も想定し、機能に着目した一般的な規定として見直し。
- スポーツ施設等を各大学の必要性に応じて整備できるよう見直し。等

（２）認証評価制度

＜改善・充実の方向性＞

【学修者本位の大学教育の実現】

- 内部質保証について、自己点検評価結果による改善を評価し公表する形へと充実。
- 学修成果の把握・評価や、研究環境整備・支援状況の大学評価基準への追加。

【客観性の確保】

- 多様性に配慮しつつ認証評価機関の質保証に資する取組の推進。

【透明性の向上】

- 各認証評価機関の評価結果の一覧性を持った公表の検討。

【先進性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 内部質保証の体制・取組が特に優れた大学への次回評価の弾力的措置。
- 法令適合性等について適切な情報公表を行っている大学への法令適合性等に関する評価項目や評価手法の簡素化などの措置。 等

【厳格性の担保】

- 不適合の大学の受審期間を短縮化（例：3年）。

（３）情報公表

＜改善・充実の方向性＞

- 「教学マネジメント指針」を踏まえ、認証評価において大学の情報公表の取組状況を確認。
- 「大学入学者選抜に関すること」等を学校教育法施行規則に規定する各大学が公表すべき項目に追加。等

（４）その他の重要な論点

＜改善・充実の方向性＞

【学修者本位の大学教育の実現】

- 遠隔授業に関するガイドラインの策定
- 大学運営の専門職である事務職員等、質保証を担う人材の資質能力を向上させる観点から、SD・FDの取組等を把握・周知

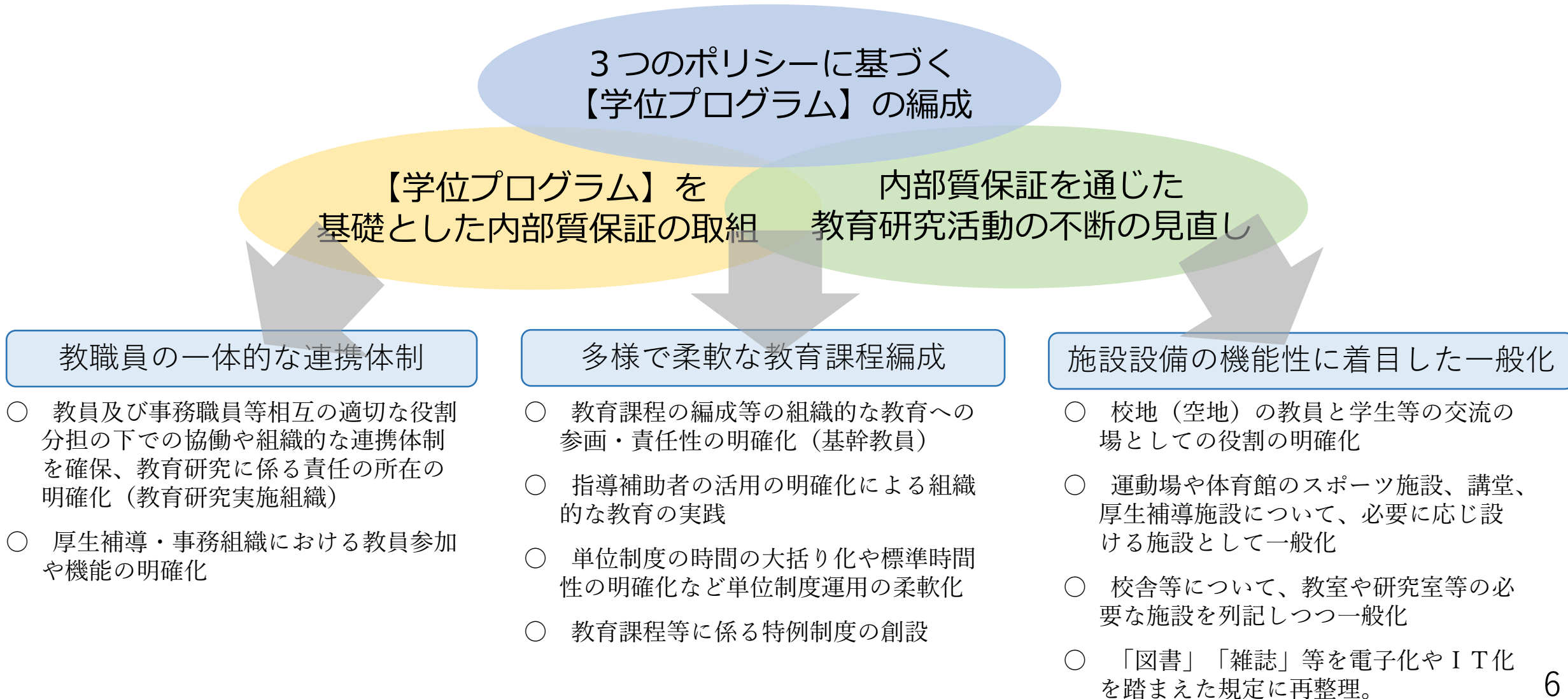
【客観性の確保】

- 設置認可審査を経て認められた分野の範囲内なら大学の判断で新たな学位プログラムが実施可能であることを周知。
- 修業年限は「おおむね4年」の期間を指すものであり、厳密に4年間で在籍することを求めるものではないことを明確化。 等

【先進性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 基盤的経費の配分や設置認可申請等における定員管理に係る取り扱いについて、現行で入学定員に基づく単年度の算定としているものは、収容定員に基づく複数年度の算定へと改める（成績管理の厳格化・明確化と両立が図られるように留意）。 等

今回の大学設置基準等の改正は、3ポリシーに基づく「学位プログラム」の編成とそれを基礎とした「内部質保証」による教育研究活動の不断の見直しの考え方を根幹としています。



「三つのポリシー」に基づく大学教育改革の実現

全ての大学等において、以下の**三つの方針を一貫性あるものとして策定し、公表**するものとする。

①卒業認定・学位授与の方針、②教育課程編成・実施の方針、③入学者受入れの方針

(学校教育法施行規則改正：平成29年4月1日施行)

大学教育の充実に向けた
PDCAサイクルの確立

大学教育の
質的転換

- ・生涯学び続け、主体的に考える力を持ち、未来を切り拓いていく人材を育成する大学教育の実現
- ・大学教育の「入口」から「出口」までを一貫したものとして構築し、高等学校や産業界をはじめ広く社会に発信

①卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

学生が身に付けるべき資質・能力の明確化

＜PDCAサイクルの起点＞

各大学の教育理念を踏まえ、
一貫性あるものとして策定

②教育課程編成・実施の方針 （カリキュラム・ポリシー）

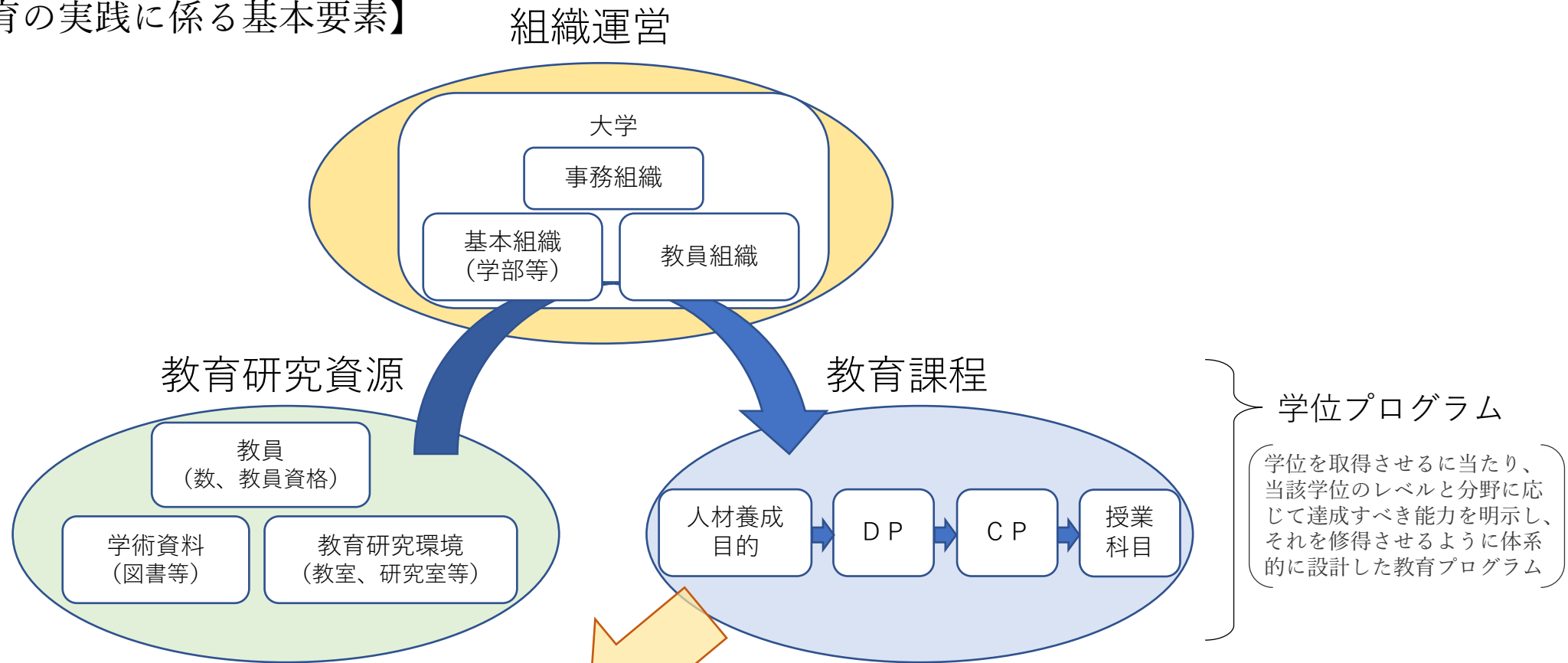
体系的で組織的な教育活動の展開のための教育課程編成、教育内容・方法、学修成果の評価方法の明確化

③入学者受入れの方針 （アドミッション・ポリシー）

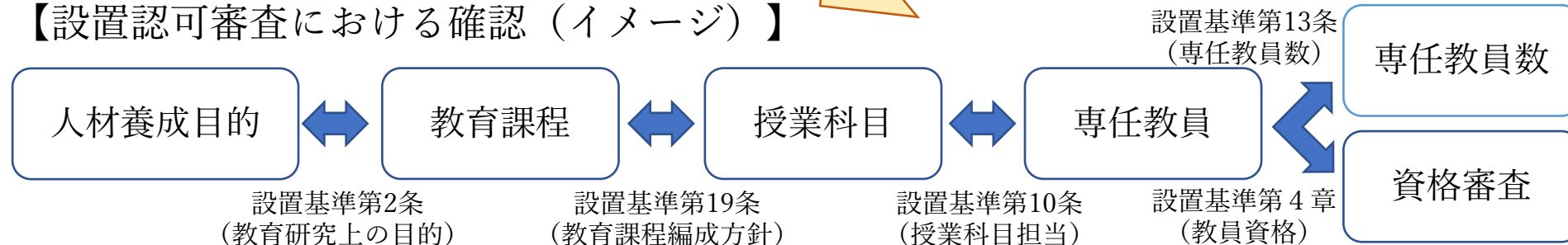
入学者に求める学力の明確化、具体的な入学者選抜方法の明示

三つのポリシーに基づく大学教育の実践に係る基本要素

【大学教育の実践に係る基本要素】



【設置認可審査における確認 (イメージ)】

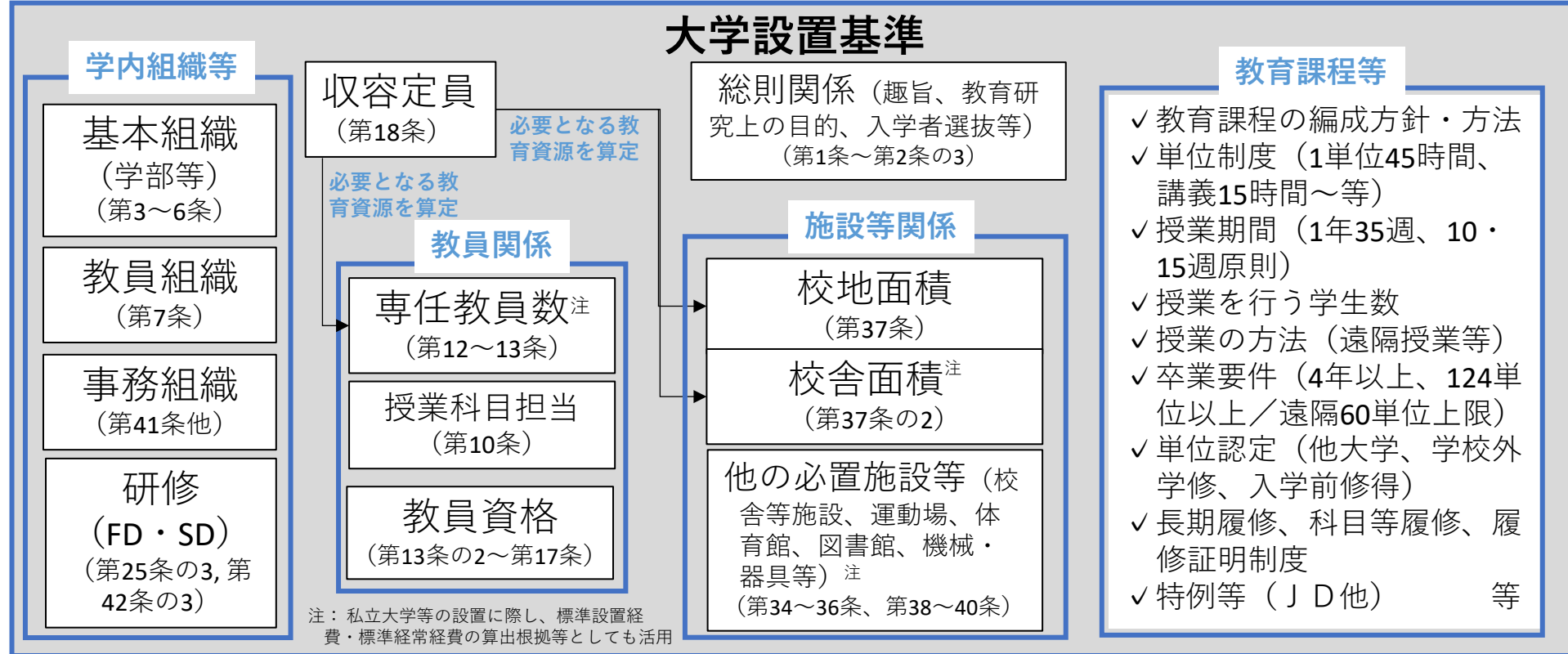


目次

- 大学設置基準の改正背景について
- **大学設置基準の性質・構造や役割について**
- 総則等理念規定の明確化について
- 教育研究実施組織等について
- 基幹教員制度について
- 指導補助者について
- 授業期間について
- 単位の計算方法等について
- 卒業要件の明確化について
- 校地、校舎等の施設及び設備について

改正前の質保証システムにおける大学設置基準の性質・構造や役割

- 大学の設置者は設置基準に従い、設置しなければならない。（学校教育法第3条）
- 設置基準は設置に必要な最低の基準。設置後の運用で、同基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準向上を図ることに努める必要。（大学設置基準第1条）



事前規制

新たな組織（大学、学部等）の設置

- ・ 上記大学設置基準の各規定や関係法令等の適合可否について、**設置認可審査**や**設置計画履行状況等調査（A C）**を実施

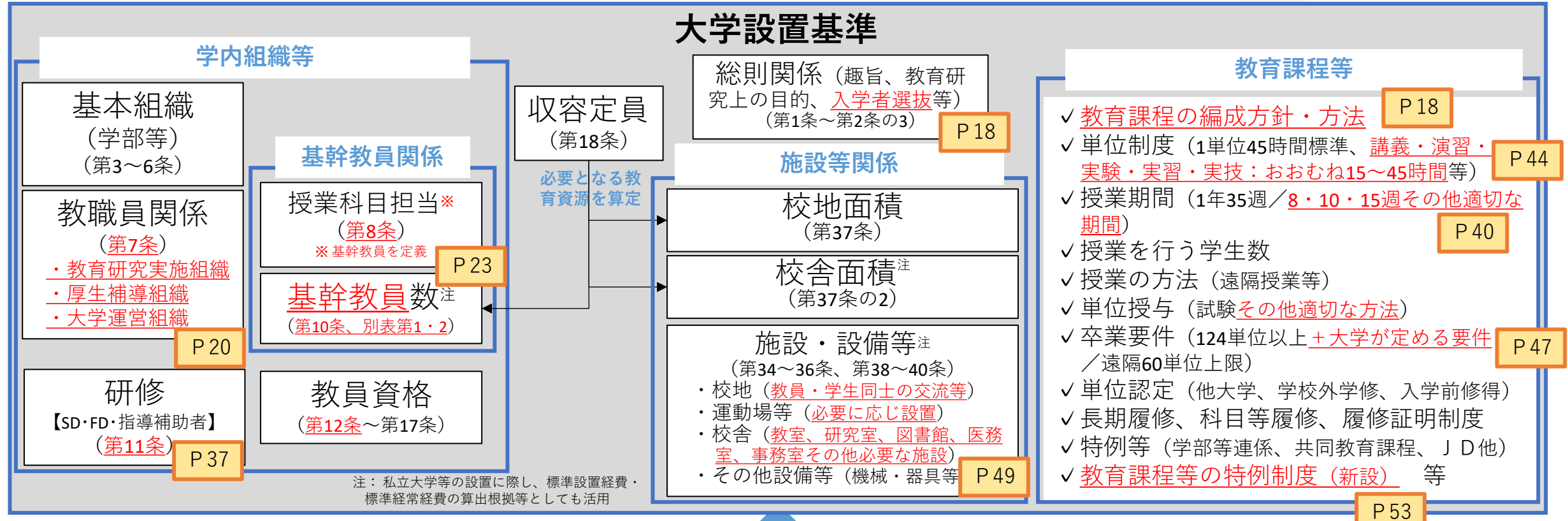
事後チェック

設置後の組織（大学、学部等）運営

- ・ **自己点検・評価**
- ・ **認証評価**（**法令適合性の確認**含む）
- ・ **情報公表**（義務及び奨励）

改正後の質保証システムにおける大学設置基準の性質・構造や役割

- 大学の設置者は設置基準に従い、設置しなければならない。（学校教育法第3条）
- 設置基準は設置に必要な最低の基準。設置後の運用で、同基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、自己点検・評価結果や認証評価結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準向上を図ることに努める必要。（大学設置基準第1条）



事前規制

新たな組織（大学、学部等）の設置

- ・ 上記大学設置基準の各規定や関係法令等の適合可否について、設置認可審査や設置計画履行状況等調査（A C）を実施

事後チェック

設置後の組織（大学、学部等）運営

- ・ 自己点検・評価
- ・ 認証評価（法令適合性、情報公表の状況確認含む）
- ・ 情報公表（義務及び奨励）

目次

- 大学設置基準の改正背景について
- 大学設置基準の性質・構造や役割について
- **総則等理念規定の明確化について**
- 教育研究実施組織等について
- 基幹教員制度について
- 指導補助者について
- 授業期間について
- 単位の計算方法等について
- 卒業要件の明確化について
- 校地、校舎等の施設及び設備について

総則等理念規定の明確化について

改正前

学校教育法施行規則に3ポリシーの規定はあるが、教育課程等に係る規定は大学設置基準上にあり関連性が明確でないことや、内部質保証に基づく見直しを行うことが明確化されていない。

審議まとめにおいて、3つのポリシーに基づく大学教育や内部質保証による教育研究活動の不断の見直しについて理念上明確化することなどが提言。

改正後

3ポリシーに基づく教育課程の編成等や自己点検・評価、認証評価の結果を踏まえた不断の見直しを行う旨、規定上明確化。
→ 3ポリシーに基づく教育の実質化等による質向上が期待

(趣旨)

第一条 [略]

3 大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、**学校教育法第百九条第一項の点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。**

(入学者選抜)

第二条の二 入学者の選抜は、**学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。**

(教育課程の編成方針)

第十九条 大学は、**学校教育法施行規則第百六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。**

2・3 [略]

目次

- 大学設置基準の改正背景について
- 大学設置基準の性質・構造や役割について
- 総則等理念規定の明確化について
- **教育研究実施組織等について**
- 基幹教員制度について
- 指導補助者について
- 授業期間について
- 単位の計算方法等について
- 卒業要件の明確化について
- 校地、校舎等の施設及び設備について

教育研究実施組織等について

改正前

教員組織として教員の役割分担、連携体制、責任の所在について規定されていたが、事務組織や厚生補導の組織や教員と事務職員等の連携及び協働については別途規定。

審議まとめにおいて、分散して規定されている教員や事務職員、各種組織に関する規定を一体的に再整理することなどが提言。

改正後

必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織の編制など、教員と事務職員等の関係を一体的に規定
→教育研究活動から厚生補導まで含めた教職協働の実質化が促進され、より一層の教育研究活動の質向上が期待

(教育研究実施組織等)

第七条 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。

2 大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。

3 大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。

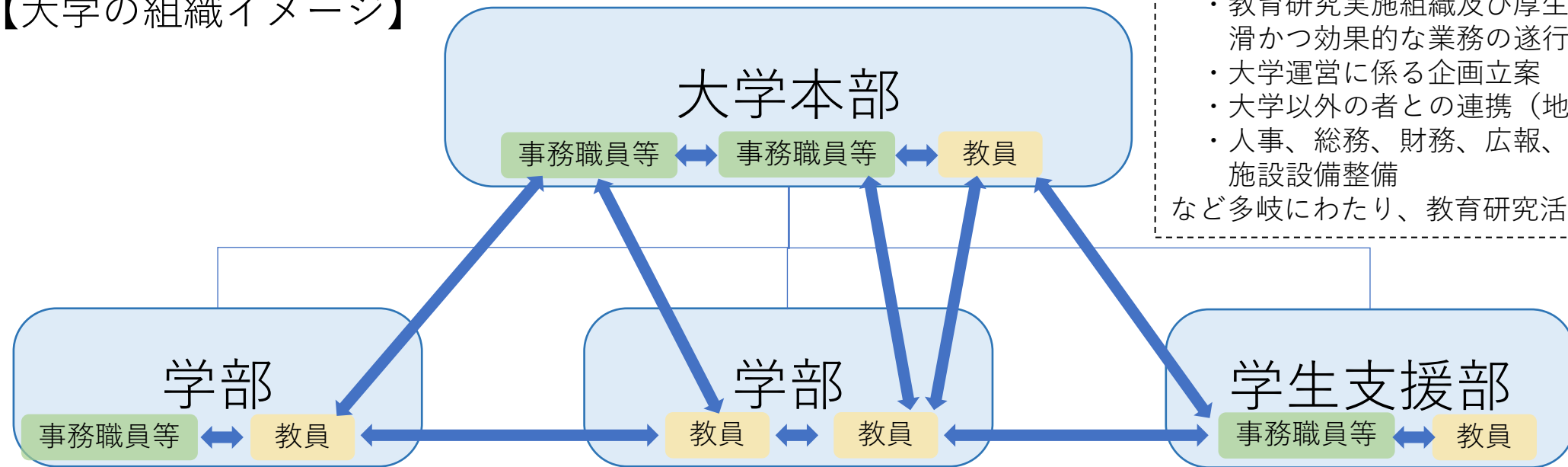
4 大学は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、当該大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。

5～7 [略]

教育研究実施組織等の改正は、学位プログラムの実施や見直しなどの教育研究活動等を行うに当たり、大学の組織機能の明確化や教員と事務職員等相互の役割分担、協働、責任の明確化等を目的としたものです。

- 学部等の基本組織のような「Organization」を指すものではなく、「System」を指すものであり、**新たな「組織」を設けることを求めるものではありません。**
- 改正前と同様、既存の学内組織において、教員・事務職員等の役割・機能の関係性等が、学内規程等において総合的に担保されることが求められます。

【大学の組織イメージ】



今日の大学の**事務組織の役割**は、

- ・教育研究実施組織及び厚生補導の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援
- ・大学運営に係る企画立案
- ・大学以外の者との連携（地域連携含む）
- ・人事、総務、財務、広報、情報システム、施設設備整備

など多岐にわたり、教育研究活動に密接に関連。

「専任の職員」→「専属の教員・事務職員等」と法令上の用語は変わりますが、それぞれの機能・役割を担う教職員を置くという従前の趣旨と変わりはありません。

厚生補導の機能は「課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等」であり、事務職員だけではなく教員も関わることもあることを明確化しています。

目次

- 大学設置基準の改正背景について
- 大学設置基準の性質・構造や役割について
- 総則等理念規定の明確化について
- 教育研究実施組織等について
- **基幹教員制度について**
- 指導補助者について
- 授業期間について
- 単位の計算方法等について
- 卒業要件の明確化について
- 校地、校舎等の施設及び設備について

基幹教員制度について

改正前

改正前の専任教員は、基準上「一の大学に限り、専任教員となる」「専ら当該大学における教育研究に従事する」としか定められておらず、各大学にとって専任教員としての登用では、慎重に判断せざるを得ない面があった。

審議まとめにおいて、「一の大学に限り」という「専任教員」の概念を「基幹教員」（仮称）と改め、設置基準上最低限必要な教員の数の算定に当たり一定以上の授業科目を担当する常勤以外の教員について一定の範囲まで算入を認めることなどが提言。

改正後

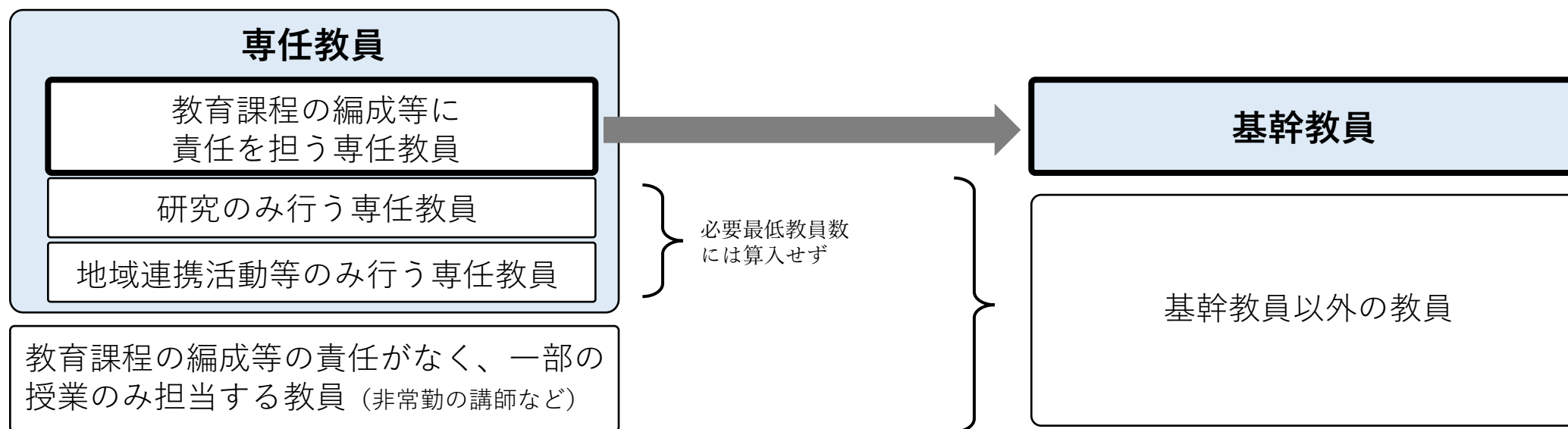
従前の設置認可審査における専任教員の考え方等も踏まえながら「基幹教員」として定義を明確化するとともに、必要最低教員数の算定においては、複数の大学・学部での算入も可能（4分の1まで）とすることなどを規定
→教員が十分に養成されていない成長分野等において、民間企業からの実務家教員の登用の促進や、複数大学等でのクロスアポイントメント等の進展が期待

（授業科目の担当）

第八条 大学は、各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であつて、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。）又は一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。）に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。

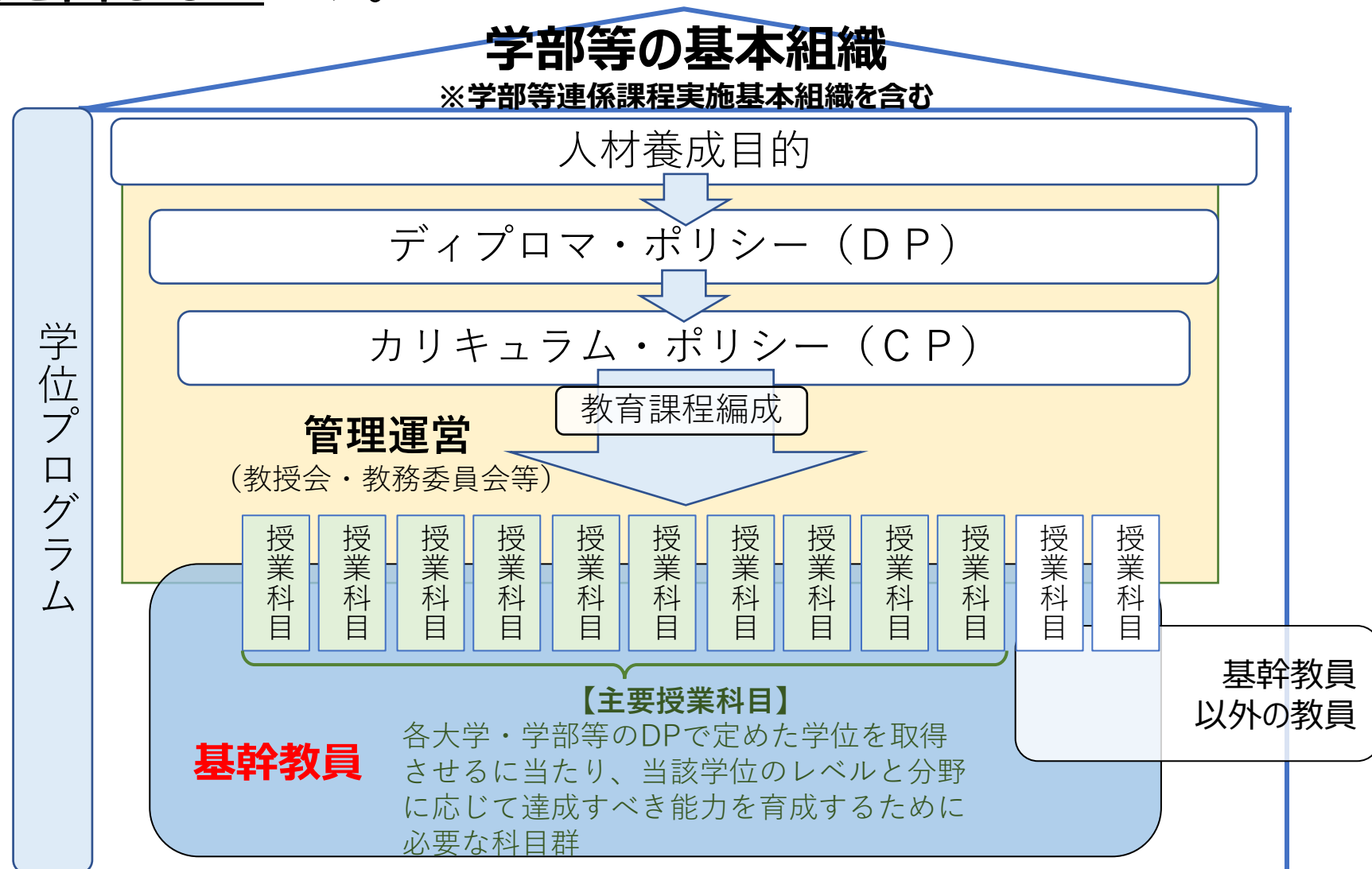
従来の専任教員と基幹教員との違い

- 今回新たに定義する「基幹教員」は、これまでの設置認可審査における専任教員の考え方や設置基準の別表で求める必要最低教員数の考え方に基づきながら、**大学の各学位プログラムに責任を持つ教員として定義を明確化**するものです。
- 従前も、専任教員として算入する場合、学位プログラムに責任を持つ立場かどうかは概念上求められていましたが、法令上明記されていませんでした。
- 学内で教育に携わっていた**従前の学位プログラムに責任を有する「専任教員」は、引き続き設置基準上「基幹教員」として位置付けられるとともに、「一の大学に限り」とする規定を見直し、複数の大学・学部でも必要最低教員数に算入可能（4分の1以内）**となります。



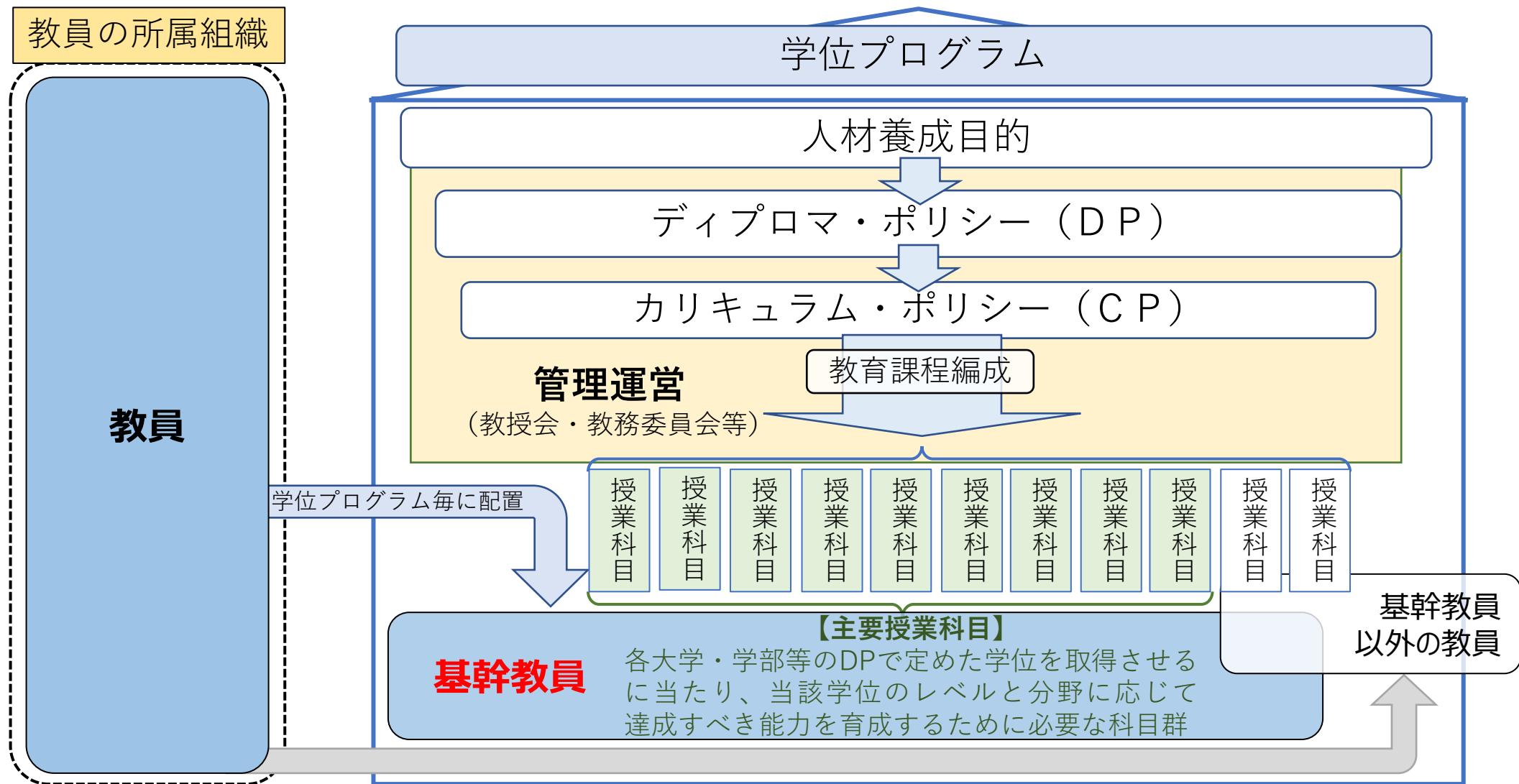
専任教員から基幹教員に改める理由

- 今回改める基幹教員制度は、本来専任教員が担っている「学位プログラム」の編成・実施やその不断の見直しなど、「学位プログラム」に係る教員の責任性の明確化を図るものです。



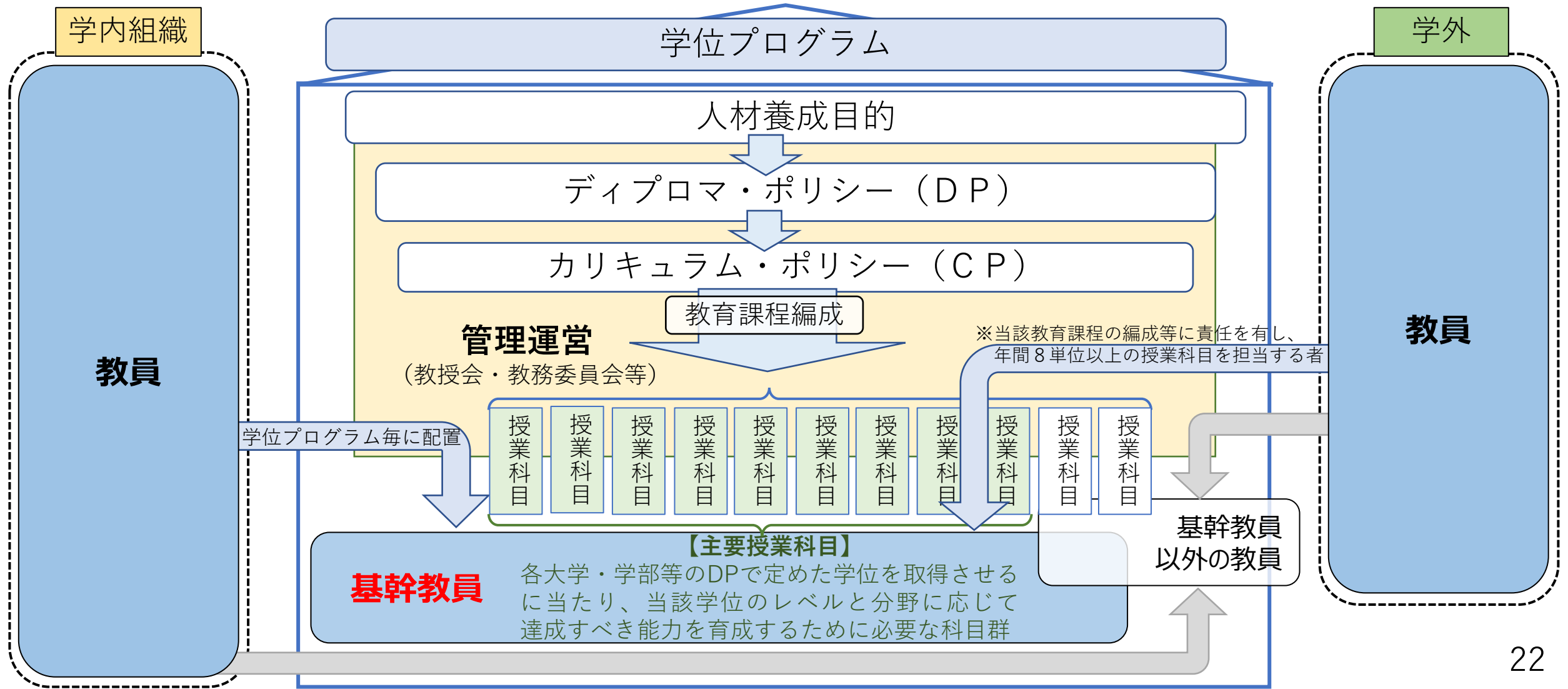
基幹教員と学位プログラムの関係

- 基幹教員制度は学位プログラムに対する責任性に基づく仕組みであり、学部型の学位プログラムだけではなく、いわゆる教教分離型の学位プログラムにも馴染むものです。



基幹教員制度の活用例①

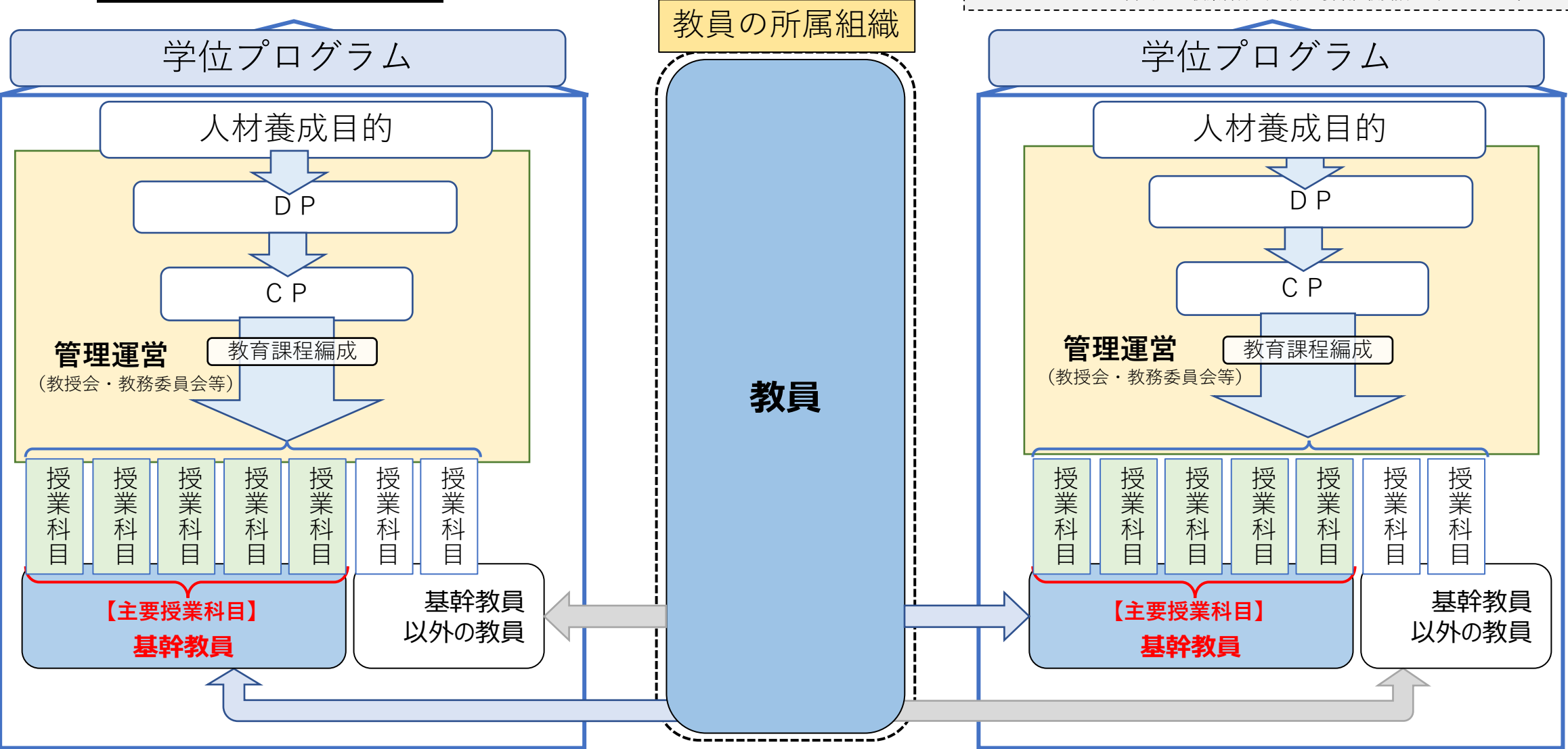
➤ 学内の教員だけでなく、学外の教員であっても学位プログラムに対し責任を有するなど、一定の要件を満たす教員は基幹教員となることができ、社会ニーズに対応した迅速で柔軟な学位プログラム編成が可能となります。



基幹教員制度の活用例②

- 学内の基幹教員についても、一定の条件の下^注で、複数の学位プログラムに従事することが可能となり、社会ニーズに応じた新たな学位プログラムの構築・再編が容易になります。

注：一定の条件…当該各学部教育課程の編成等に責任を担い、各教育課程における年間8単位以上の授業科目を担当、必要最低教員数の1/4まで等



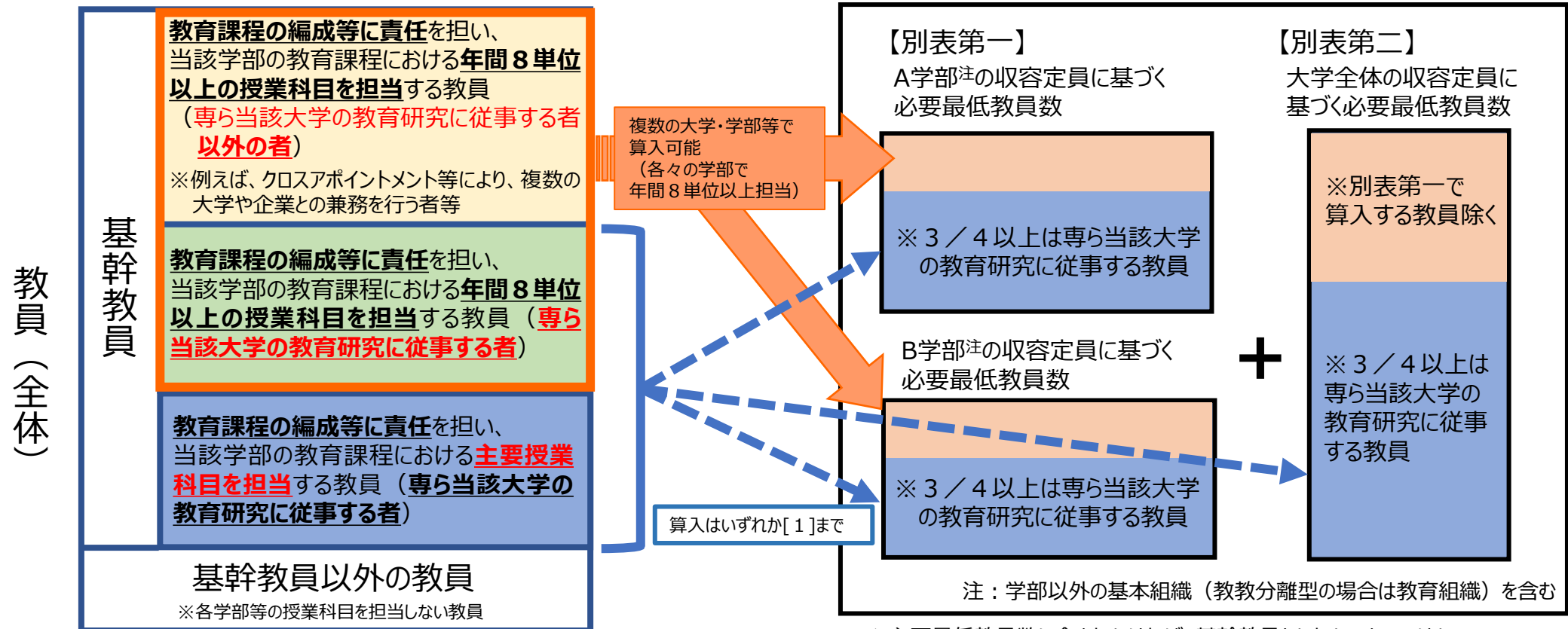
基幹教員の定義及び必要最低教員数の算出方法について

定義： 以下の①及び②を満たす教員

①	教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員※1
②	(A) 当該学部の教育課程における主要授業科目を担当する教員 (専ら当該大学の教育研究に従事する者に限る。※2)
右に記載の A又はBの いずれか	(B) 当該学部の教育課程における年間8単位以上の授業科目を担当する教員

※1 教授会や教務委員会など当該学部の教育課程の編成等について審議を行う会議に参画する者等を想定

※2 一の大学でフルタイム雇用されている者等（月額報酬20万円以上）を想定



- ✓ 必要最低教員数に含まれなければ、基幹教員となれないものではない。
- ✓ 必要最低教員数を超える分については、特段制限なし。

(参考) 主要授業科目について

- 基幹教員の要件にも規定されている「主要授業科目」とは、各大学・学部等のDPで定めた学位を取得させるに当たり、当該学位のレベルと分野に応じて達成すべき能力を育成するための必要な科目群のことを言います。
- いずれの授業科目が主要授業科目に当たるかについては、各大学・学部等で整理・判断いただくこととなります。

※主要授業科目の設定に当たっては、大学設置基準上、授業科目は必修科目、選択科目及び自由科目に分けて教育課程を編成することとされていることも踏まえつつ、各大学・学部等のDP、CP等に基づくこれらの区分別の科目の位置付けも勘案することが重要です。

(授業科目の担当)

第八条 大学は、各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であつて、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。）又は一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。）に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。

2・3 [略]

(教育課程の編成方法)

第二十条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

基幹教員の必要最低教員数の算出について（複数機関間）

	A大学経済学部			B大学商学部			算入方法
基幹教員の要件	① 教育課程等の責任	②(A) 主要科目専ら従事	②(B) 年間8単位以上	① 教育課程等の責任	②(A) 主要科目専ら従事	②(B) 年間8単位以上	
ケース1	○	○	×	×		×	◆A大学(経) → 3 / 4 以上の「専ら…従事する教員」の数に算入
ケース2	○	○	×	○		○	◆A大学(経) → 3 / 4 以上の「専ら…従事する教員」の数に算入 ◆B大学(商) → 1 / 4 以内の複数算入枠に算入
ケース3	○	○	○	○		○	◆A大学(経) → 3 / 4 以上の「専ら…従事する教員」の数に算入又は 1 / 4 以内の複数算入枠に算入 ◆B大学(商) → 1 / 4 以内の複数算入枠に算入
ケース4 企業等に専ら従事し、いずれの大学にも専ら従事しない場合	○	×	○	○	×	○	◆A大学(経) → 1 / 4 以内の複数算入枠に算入 ◆B大学(商) → 1 / 4 以内の複数算入枠に算入

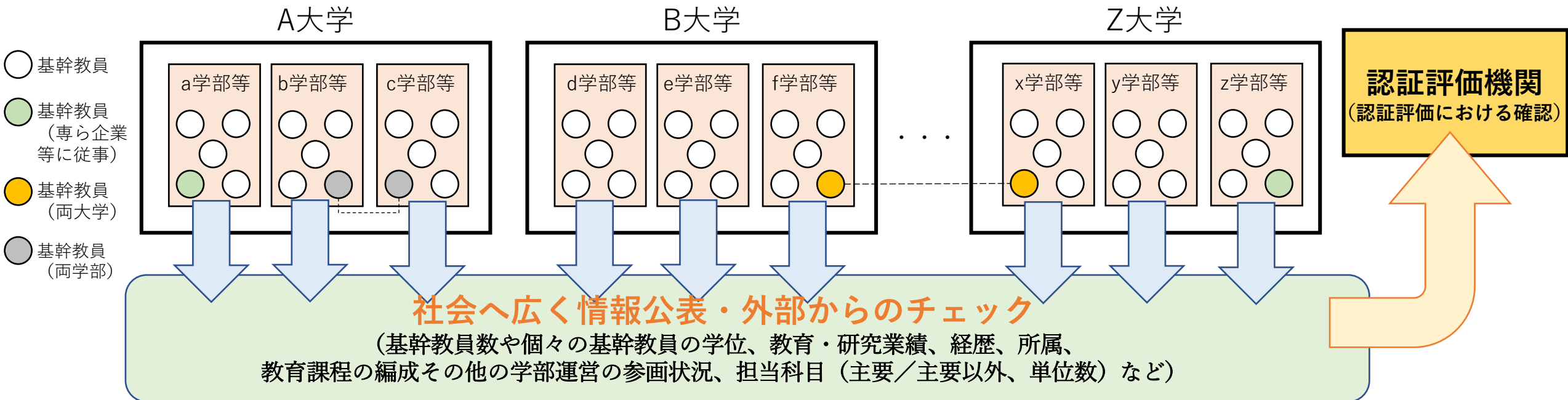
※ 複数算入枠に理論上の上限はありませんが、適切な教育研究活動等が行われるよう教員のエフォート管理に注意が必要です。

基幹教員の必要最低教員数の算出について（同一大学内）

- ・同一大学内の一の学部で「専ら…従事する教員」として算入した場合、仮に要件を満たしていても、他の学部で必要最低教員数に含まれる基幹教員として算入することはできません。
- ・「専ら…従事する教員」に当たるかどうかは、学部単位ではなく、大学単位で判断することに注意が必要です。

	A大学						算入方法
	理学部			農学部			
基幹教員の要件	① 教育課程等の責任	②(A) 主要科目専ら従事	②(B) 年間8単位以上	① 教育課程等の責任	②(A) 主要科目専ら従事	②(B) 年間8単位以上	
ケース1	○	○	×	×	○	×	◆理学部 → 3 / 4 以上の「専ら…従事する教員」の数に算入
ケース2	○	○	×	○	○	○	◆理学部又は農学部のいずれか一の学部 → 3 / 4 以上の「専ら…従事する教員」の数に算入 ※理学部において「専ら…従事する教員」の数に算入し、農学部において複数算入枠に算入することは不可
ケース3	○	○	○	○	○	○	◆理学部又は農学部のいずれか一の学部 → 3 / 4 以上の「専ら…従事する教員」の数に算入 又は ◆理学部及び農学部の両学部 → 1 / 4 以内の複数算入枠に算入 ※理学部又は農学部において「専ら…従事する教員」の数に算入し、他方の学部で複数算入枠に算入することは不可

基幹教員に係る情報公表を通じた質保証（イメージ）



○質保証システム部会審議まとめ（令和4年3月）抜粋

- 【基幹教員に係る留意事項】**
- 教育研究の質の低下を招かないよう、学内及び学外での兼務の際の取扱いやその際の条件については制度化に当たり留意する必要。また、大学の教育研究体制等への影響も踏まえ、各大学において基幹教員（仮称）の情報（学位、教育及び研究業績、経歴など）を常時公表し、外部からの検証が受けられるようにするなど、データやエビデンスに基づく分析等を行うことができるようにすることが求められる。
- 【情報公表制度に関する改善・充実の方向性】**
- 認証評価における情報公表に関する評価を実施するに当たっては、「教学マネジメント指針」において
 - (1) 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報の例
 - (2) 学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報の例のうち「大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの」と整理されたものについては、当該指針を踏まえて確認を行うこととする。

目次

- 大学設置基準の改正背景について
- 大学設置基準の性質・構造や役割について
- 総則等理念規定の明確化について
- 教育研究実施組織等について
- 基幹教員制度について
- **指導補助者について**
- 授業期間について
- 単位の計算方法等について
- 卒業要件の明確化について
- 校地、校舎等の施設及び設備について

指導補助者について①

改正前

大学は、主要授業科目については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教に担当させることのみが規定。

審議まとめにおいて、教員だけではなく、TAなども授業に参画できるよう、大学設置基準上に、これらの教育補助者について明示的に規定することなどが提言。

改正後

当該大学の学生その他の大学が定める者に授業を補助させることができる旨などを確認的に規定

→TAなどの授業への参画が促進され、学生へのより手厚い指導体制が確保されることにより、より一層の教育の質向上が期待

(授業科目の担当)

第八条 [略]

2 [略]

3 大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。

指導補助者について②

改正後

質保証の観点から、授業を補助させること等ができる当該大学の学生その他の大学が定める者について、研修を実施することを新たに義務付け。
また、教職協働の促進の観点から、改正前の大学設置基準上では離れた位置に規定されていたSD・FD関係の規定も集約。

（組織的な研修等）

第十一条 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

2 大学は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。

3 大学は、指導補助者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。

目次

- 大学設置基準の改正背景について
- 大学設置基準の性質・構造や役割について
- 総則等理念規定の明確化について
- 教育研究実施組織等について
- 基幹教員制度について
- 指導補助者について
- **授業期間について**
- 単位の計算方法等について
- 卒業要件の明確化について
- 校地、校舎等の施設及び設備について

一年間の授業期間について

改正前

一年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則としていた。

定期試験等の方法も多様化していることや、
1年間の授業期間（35週）に定期試験が概念上含まれることは明らか。

改正後

改正前の「定期試験等の期間を含め」との規定を削除

（一年間の授業期間）

第二十二条 **一年間の授業を行う期間は、三十五週にわたることを原則とする。**

◎上記規定は、学則において改正前の規定を引用している大学も多く見受けられます。今回の改正に合わせて大学としての考え方を再整理するとともに、学則改正の要否について検討が必要となることが考えられます。

※ただし、本改正後に直ちに学則改正を行わない場合であっても、法令違反状態となるものではありません。

各授業科目の授業期間について

改正前

各大学は、原則として10週又は15週を授業期間とすることとされ、ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果があげることができると認められる場合、10週又は15週以外の授業期間を定めることも可能。

※いわゆる4学期制として、8週程度の期間を定める大学も存在。

教育再生実行会議等の提言において、国際化を通じた教育研究力の向上や、多様な学びの実現の観点から、学事暦・修業年限の多様化・柔軟化の促進が提言。

改正後

授業期間を10週又は15週を原則とするとの考え方を改め、大学の判断により多様な期間（8週、10週、15週を例示）が設定できること等を明確化

（各授業科目の授業期間）

第二十三条 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、八週、十週、十五週その他の大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。

(参考) 授業科目と単位について

現在、多くの大学で見られる「週1回授業＝2単位」を基本とする取扱いは慣行上のものであり、授業期間や単位数の見直しなどにより、授業科目を弾力的に実施することも可能。

(参考)

- 同時に履修する授業科目が過多であることにより、学生が授業内外の学修に集中できなければ、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標を満たすことが困難となる。…学生が同時に履修する授業科目数についても、大胆に絞り込みを進めていくことが求められる。そのため、…学事暦の柔軟な運用による授業科目の週複数回実施に向けた検討に早急に着手していくことが求められる。（「教学マネジメント指針」（令和2年1月22日中央教育審議会大学分科会）P18）

1週間の時間割イメージ（10科目履修の場合）

	月	火	水	木	金
1			ヨーロッパ政治史		
2	国際法特論		マクロ経済学		地域研究
3		グローバル社会論		メディア文化論	
4	市民参加論	国際関係論		国際政治学	
5				国際交流論	

1週間の時間割イメージ（4科目履修の場合）

	月	火	水	木	金
1	グローバル社会論(講義)			地域研究(演習)	
2	グローバル社会論(講義)	マクロ経済学(講義)			
3	地域研究(演習)	マクロ経済学(講義)		グローバル社会論(演習)	
4			国際政治学(講義)		
5			国際政治学(講義)		国際政治学(演習)

◎授業期間の設定や授業期間における授業科目数について、今回の改正を機に大学としての考え方を再整理し、必要に応じて見直しを検討いただくことも重要と考えられますので、学内での積極的なご議論をお願いします。

目次

- 大学設置基準の改正背景について
- 大学設置基準の性質・構造や役割について
- 総則等理念規定の明確化について
- 教育研究実施組織等について
- 基幹教員制度について
- 指導補助者について
- 授業期間について
- **単位の計算方法等について**
- 卒業要件の明確化について
- 校地、校舎等の施設及び設備について

単位の計算方法について

改正前

1 単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とした上で、授業の方法に応じて単位数の計算方法の基準を定めていた。

○一単位に必要な授業時間数
講義及び演習 → 15時間～30時間
実験、実習及び実技 → 30時間～45時間

授業方法の多様化が進む中で、授業方法によって単位の計算方法を定めることは、必ずしも合理的とは言えず、国際的にも類例が見当たらない。

改正後

1 単位に必要な授業時間数について、授業方法別に基準を定めた規定を廃止

※単位制度自体は変更なし（1単位＝授業外学修も含めた45時間の学修を標準とすることは維持）

※医療関係職種養成所指定規則等では、1単位当たりの実験、実習及び実技の授業時間の下限が改正前と同様の30時間とすることとされたことに注意が必要

➡様々な授業方法を柔軟に組み合わせた授業科目の設定も可能に

（単位）

第二十一条 [略]

2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第二十五条第一項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。

3 [略]

◎上記規定は、学則において改正前の規定を引用している大学も多く見受けられます。今回の改正に合わせて大学としての考え方を再整理するとともに、学則改正の要否について検討が必要となることが考えられます。

※ただし、本改正後に直ちに学則改正を行わない場合であっても、法令違反状態となるものではありません。

単位の授与について

改正前

大学は一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとしていた。

※ただし、卒業研究等の授業科目については、試験以外の方法として、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる例外規定あり

従来、「試験」にはレポートなど多様な学修評価方法を含むと整理している一方、例外規定との関係で、「試験」による評価方法が限定的に受け止められることも懸念。

改正後

従来の整理に即し、レポート等も含めた多様な学修評価方法により、単位を与えることを明確化

(単位の授与)

第二十七条 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、**試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。**

◎上記規定は、学則において改正前の規定を引用している大学も多く見受けられます。今回の改正に合わせて大学としての考え方を再整理するとともに、学則改正の要否について検討が必要となることが考えられます。

※ただし、本改正後に直ちに学則改正を行わない場合であっても、法令違反状態となるものではありません。

目次

- 大学設置基準の改正背景について
- 大学設置基準の性質・構造や役割について
- 総則等理念規定の明確化について
- 教育研究実施組織等について
- 基幹教員制度について
- 指導補助者について
- 授業期間について
- 単位の計算方法等について
- **卒業要件の明確化について**
- 校地、校舎等の施設及び設備について

卒業要件の明確化について

改正前

大学の卒業の要件については、「大学に4年以上在学」する修業年限に係る要件と「124単位以上を修得する」等の単位量に係る要件が規定。

審議まとめにおいて、修業年限は『おおむね4年』の期間を指すものであり、厳密に4年間に在籍することを求めるものではないことを明確化することが提言。

改正後

「大学に四年以上在学し」の規定を削除するなどの改正を行う

※修業年限は厳密に4年間に在籍することを求めるものではないことについては、通知でも明確化
※学校教育法第87条の「大学の修業年限は、四年とする。」との規定は改正なし。

→例えば、9月入学をした学生が、学期の区分に従い7月に大学を卒業し、サマースクールに参加後に、同年9月に海外の大学院に進学することなども解釈上の疑義なく可能に

※学期の区分は、学則への記載事項（学校教育法施行規則第4条第1項第1号）

（卒業の要件）

第三十二条 卒業の要件は、**百二十四単位以上を修得することのほか、大学が定めることとする。**

2～6 [略]

◎上記規定は、学則において改正前の規定を引用している大学も多く見受けられます。今回の改正に合わせて大学としての考え方を再整理するとともに、学則改正の要否について検討が必要となることが考えられます。

※ただし、本改正後に直ちに学則改正を行わない場合であっても、法令違反状態となるものではありません。

目次

- 大学設置基準の改正背景について
- 大学設置基準の性質・構造や役割について
- 総則等理念規定の明確化について
- 教育研究実施組織等について
- 基幹教員制度について
- 指導補助者について
- 授業期間について
- 単位の計算方法等について
- 卒業要件の明確化について
- 校地、校舎等の施設及び設備について

校地、校舎等の施設及び設備について①

改正前

校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとされていたほか、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に、運動場を設けるものとされ、体育館も原則必置とされていた。

審議まとめにおいて、空地は、教員と学生、学生同士の交流の場として再整理することとされ、運動場等は各大学の実情や必要性に応じて整備を行うべき施設とすることとされた。

改正後

- ・ 校地（空地）について、教員と学生、学生同士の交流の場としての役割についても明確化
- ・ 運動場・体育館等のスポーツ施設、講堂、寄宿舍・課外活動施設等の厚生補導施設について、必要に応じ設ける施設として一般化

（校地）

第三十四条 校地は、**学生間の交流及び学生と教員等との間の交流が十分に行えるなどの**教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が**交流、休息**その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。

2・3 [略]

（運動場等）

第三十五条 大学は、学生に対する**教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舍、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。**

校地、校舎等の施設及び設備について②

改正前

校舎には、教室及び研究室のほか、学長室、会議室その他の専用の施設を備えることとされていたほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えることなどとされていた。

各大学の施設設備は、旧来と異なり複合的な機能を有する形で整備されることも増える中、審議まとめにおいて、校舎等施設は多面的な使用も想定し、機能に着目した一般的な規定として見直すこととされた。

改正後

- ・ 教育研究上の機能として必要となる教室、研究室等は列記しつつ、大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、必要な施設を備えた校舎を有するものとすることを規定
- ・ 研究室の整備は基幹教員に加え、従来の授業を担当しない専任教員も対象に

(校舎)

第三十六条 大学は、**その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、**教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他**必要な施設を備えた校舎を有するものとする。**

2 教室は、学科又は課程に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えるものとする。

3 研究室は、**基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員**に対しては必ず備えるものとする。

4 [略]

校地、校舎等の施設及び設備について③

改正前

大学は、図書、学術雑誌等の資料を図書館を中心に系統的に備えるものとされ、図書館には閲覧室、整理室等を備えるものとされるなど、利用者が直接来館することを前提として規定。

審議まとめにおいて、「『図書』や『雑誌』等の表現については『教育研究に必要な資源』とするなど電子化やＩＴ化を踏まえた規定に再整理する」こととされた。

改正後

図書館を中心に系統的に整備する資料の例示として、電子ジャーナル等を念頭に「電磁的方法により提供される学術情報」を加えるほか、図書館に閲覧室、整理室等を備えることを求める規定を削除するなどの改正を行う
→紙の図書のみを想定したような規定は見直し、電子ジャーナル等を含めた教育研究上必要な多様な資料の整備促進等が期待

(教育研究上必要な資料及び図書館)

第三十八条 大学は、教育研究を促進するため、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、**電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）**により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料（次項において「教育研究上必要な資料」という。）を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。

2 図書館は、教育研究上必要な資料の収集、整理を行うほか、その提供に当たって必要な情報の処理及び提供のシステムの整備**その他の教育研究上の資料の利用を促進するために必要な環境の整備**に努めるとともに、教育研究上必要な資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力に努めるものとする。

3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の**専属の教員又は事務職員等**を置くものとする。